

県道観音寺池田線外5線 排水ポンプ設備 保守点検業務 仕様書

(目的)

第1条 発注者香川県（以下「甲」という。）は、次に掲げる業務を受託者（以下「乙」という。）に委託し、乙はこれを受託する。

- 1 香川県が管理するアンダーパスの排水ポンプ設備（以下「ポンプ設備」という。）の円滑な操作が行えるようポンプ設備の保守点検業務を行う。
- 2 保守点検業務の実施箇所は別添のとおりとする。

(定義)

第2条 この契約において、ポンプ設備とは、道路の雨水、地下水などを排出するために設ける施設であって、地下横断歩道排水設備やアンダーパス排水設備、その他強制排水が必要な箇所の排水設備の効用を果たすための設備をいう。

(業務期間)

第3条 業務期間及び業務時間は下記のとおりとする。

- 1 業務期間は令和8年6月29日から令和8年11月30日までとする。また、この期間中は24時間の連絡体制を確立すること。
- 2 乙は、前項の規定により連絡体制を確立又は変更したときは、遅滞なく書面により甲に届出なければならない。
- 3 保守点検業務は原則として夜間、休日、祝祭日等の作業は行わないこととするが、やむを得ず作業を実施する必要がある甲が認めた場合及び障害等のため甲からの指示がある場合には、前記に関わらず業務を行うものとする。

① ポンプ設備の保守点検業務

(対象設備)

第4条 対象とする設備は別紙のとおりとする。

(保守点検)

第5条 保守点検とは、ポンプ設備の異常現象や、故障の有無の発見、作動機能の良否の判定のため実施する巡視、計測作動テスト及びそれに対する処置方法の判定、並びに機能保持及び回復のために実施する清掃、調整、給油、軽微な修理及び部品交換等の作業をいい、次の各号のとおり実施するものとする。

(1) 年点検

7月末までに、設備の全体的な機能を確認し、必要により総合的試運転を実施し、点検項目は下記のとおりとする。なお、点検実施日については、事前に調整のうえ甲に連絡すること。

【点検項目】

- 水中ポンプ取り外し点検（外観点検、補修塗装、オイル交換、回路標示点検、メガ測定）
- 水位センサー取り出し点検

(2) 普通点検

8月、9月、10月、11月の期間中、出水時等に備えていつでもポンプ設備が運転できる状態に保つために実施するものとする。点検項目は下記のとおりとする。なお、点検実施日については、事前に調整のうえ甲に連絡すること。

【点検項目】

- ・ポンプ設備(本体、付属品、制御盤、運転制御等)
- ・電気設備(配電盤の目視点検、絶縁抵抗確認、自家発電装置運転確認等)

(3) 緊急点検

ポンプ設備の異常並びに路面冠水等による緊急点検

(報告及び検査)

第6条 乙は、第5条に定めるポンプ設備の保守点検を行い、保守状況を確認するとともに、その結果を翌月の7日までに、ポンプ設備毎に別紙業務報告書及び点検表で甲に報告するものとする。ただし、ポンプ設備等の異常及び故障を発見した場合は、直ちに甲に報告して指示を求めるものとする。

2 甲は、前項規定の点検表等を受理したときは、その都度、検査するとともに必要に応じて指導・監督を行うものとする。

(運営責任者の選任)

第7条 乙は、業務を適正に行うためにポンプ設備の運営に関して必要とされる資格を有する運営責任者を選任しなければならない。

2 乙は、前項の規定により運営責任者を選任又は解任したときは、遅滞なく書面により甲に届出なければならない。

(費用の負担)

第8条 本設備の点検に要する器具・機械・消耗品は乙の負担とする。ただし、次に掲げる費用は甲の負担とし、乙の請求により当該金額を支払うものである。

- (1) 設備の破損若しくは老朽化等による乙の責任に帰さない機器交換で甲の認めたもの。
- (2) 設備の補修の要を生じた場合で甲の認めたもの。

②その他の業務

(その他の業務)

第9条 その他業務とは、保守点検業務以外の作業をいい、次の各号のとおり実施するものとする。

(1) ポンプ設備の故障対応

点検等により、機能維持または機能回復が必要と判断された部位の原因を追求し、必要に応じて補修を行うこと。

(2) 点検現場作業

点検時に各ポンプ設備のアンダーパス区間の清掃、施設周辺の除草作業及び側壁の位置標示の塗り替え等、必要に応じて行うこと。

(3) その他、甲が指示する事項

(費用の負担)

第10条 本設備のその他業務に要する器具・機械・消耗品は、費用は甲の負担とし、乙の請求により当該金額を支払うものである。

(委託料の支払)

第11条 乙は、業務の成果が甲の検査に合格した後、委託料の支払を甲に請求するものとする。

各種報告書類提出先・委託料請求先

香川県西讃土木事務所 総務課

住所：観音寺市坂本町七丁目3番18号

TEL：0875(25)5261

点検実施日調整・緊急連絡先

香川県西讃土木事務所 道路課

TEL：0875(25)1002

点検対象設備

別紙

設備名	所在地	ポンプ 基数	ポンプ メーカー名	型式	定格	出力	起動条件	操作盤 メーカー名
松崎アンダーパスポンプ室	三豊市詫間町松崎432-1地先	2台	新明和工業（株）	CN150B	200V/31.3A	6.5kW	フリクト	-
川東アンダーパスポンプ室	三豊市高瀬町新名1635-3地先	2台	新明和工業（株）	CN150B	200V/31.3A	6.5kW	フリクト	-
吉岡アンダーパスポンプ室	観音寺市吉岡町1037地先	2台	（株）石垣	IPSF-50S	200V/54.6A	15kW	フリクト	-
三本松地下道ポンプ室	観音寺市栄町2丁目4地先	1台	（株）鶴見製作所	50PU2.4	200V/2.3A	0.4kW	フリクト	（株）鶴見製作所
箕浦地下道ポンプ室	観音寺市豊浜町箕浦甲1381地先	1台	（株）鶴見製作所	40U2.25S-63	100V/5.5A	0.25kW	電極	三光電機（株）
三野津町路面冠水装置	三豊市三野町下高瀬1978番地1地先	1台 (水位検出器)	名古屋電気工業（株）	水位検出器：NXS-A110	-	-	-	-



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平29四様、第25号)

年度	令和8年度 実施 設計図
路線名	県道観音寺池田線外5線
工事名	県道観音寺池田線外5線 排水ポンプ設備 保守点検業務
位置	観音寺市流岡町 他
図面名	位置図
縮尺	
作成年月日	令和 年 月 日
会社名	
事業者名	香川県西讃土木事務所